

平成 25 年 4 月 16 日

## IOSCO による金融指標に関する市中協議

証券監督者国際機構 (IOSCO) は、本日、金融指標に関する市中協議報告書 (以下、「本報告書」という。) を公表した。本報告書は、グローバルな金融市場において利用される指標に関する一連のハイレベルな原則について、一般からコメントを求めるものである。

幅広く多様な指標が存在することから、IOSCO は、呈示への依拠や所有構造から生じる特有のリスクを有する指標に向けた、より詳細な原則についても一般からコメントを求めている。

IOSCO は、これらの原則を通じて、指標の管理機関及びその他の関係者に対して、ガバナンス、指標の品質、算定手法の品質、説明責任のメカニズムに関する指針を策定することにより、指標の健全性、信頼性、そして監督の強化を図っている。

IOSCO 代表理事会は、2012 年 9 月にタスクフォースを設置し、主要な金利指標の不正操作に関する調査や法執行を踏まえつつ、これらの原則を策定してきた。これらの調査や法執行により、算定手法、透明性、ガバナンスの脆弱性に起因する指標のもろさが懸念として浮かび上がった。

代表理事会レベルのタスクフォースは、英国金融行為監督機構 (FCA) マーティン・ウィートリー最高経営責任者、米国商品先物取引委員会 (CFTC) ギャラリー・ゲンスラー委員長が共同議長を務めている。

ウィートリー氏は、次のように述べた。

「本日提案された原則は、LIBOR や他の金利指標で行われている既存の作業の範囲を、より広範な指標に拡大するものである。これは、金融市場の信頼性と健全性を強化するための重要なステップである。ガバナンス、透明性、指標の品質を向上させるための強固な国際基準の策定について、IOSCO が最前線で取り組んできたことを光栄に思う。」

ゲンスラー氏は、次のように述べた。

「市場の健全性を促進するためには、金利指標が、観測可能な取引に裏付けられるとともに、適切なガバナンス構造に支えられることが重要である。LIBOR・EURIBOR や同様の指標から世界が学んだことを踏まえ、IOSCO が、これらの本質的な要素を双方とも含む原則を提案したことは喜ばしい。これらの原則の策定に尽力してくれた IOSCO のメンバーと、共同議長のマーティン・ウィートリー氏に感謝したい。」

代表理事会レベルのタスクフォースは、2013年1月11日に「金融指標に関する市中協議報告書」を公表した。これは、金融市場における指標に関するタスクフォースでの作業から浮かび上がった政策上の課題に対して、一般からコメントを求めるものであった。

1月公表の市中協議報告書では、指標の潜在的な不正確さや不正操作の可能性についての懸念を議論し、証券・デリバティブ及びその他の金融セクターにまたがる、指標に関連する政策上の課題を特定した。

2013年3月11日、IOSCO は、その市中協議報告書に対して寄せられた50以上のコメントレターを公表した。これらのコメントは、原則案を策定するにあたって、タスクフォース内で検討された。タスクフォースは、2013年2月、ロンドン及びワシントンにおいて、2回にわたって業界関係者とのラウンドテーブルを開催した。タスクフォースは、欧州証券市場監督機構（ESMA）、国際決済銀行（BIS）、欧州委員会（EC）といった、他の規制当局・機関によって実施されている地域的・国際的な取組みと密接に協力してきた。

本報告書に対するコメント期限は、2013年5月16日（木）である。